

26. (Gno.71) 英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究(アメリカ公法研究会)

代表: 佐藤 信行

2015/02/20(承認)2015 年度(開始)

【研究の目的】

この共同研究においては、日本法にも強い影響を与えている英米法系の公法について、共同研究員の個人研究を基礎としつつ、その歴史的背景を踏まえつつ、今日の実相を明らかにすることを目的とする。具体的には、アメリカのみならず、英国、カナダ及びオーストラリア等のコモンウェルス法の公法とりわけ憲法の現代的展開を研究し、この分野における日本法との比較法研究に貢献するものである。